令和８年度 愛媛県公共事業評価委員会　議事要旨

（日時：令和８年９月１日(火)　９：30～11：30
会場：愛媛県庁第二別館３Ｆ303 会議室）

１　開会

２　開会挨拶

３　委員の紹介

４　審議

（１）　審議方法

再評価 10 事業、新規採択時評価１事業、事後評価 12 計画について審議する。

審議対象事業のうち、特に詳細に審議が必要と思われる４事業(※)を個別審議とし、残り７事業及び事後評価 12 計画については一括審議とする。

※個別審議事業については、事前に各委員からの意見等により選定した以下の事業に決定。

○広域河川改修事業((二)渦井川・室川・界谷川・金剛院谷川)

○事業間連携河川事業((一)肱川)

○道路改築事業((一)新居浜東港線)

○まちづくり連携砂防等事業((砂)清水川上川)

（２）個別審議

事業番号２：広域河川改修事業((二)渦井川・室川・界谷川・金剛院谷川)

【森委員】

・先月の千葉県や北陸三県における豪雨災害では、想定外の雨量ということがよく言われているが、本事業の計画雨量はどの程度か。過去の検討で算定された計画雨量に基づく事業であれば、これから激甚化する降雨に対し、被害を防げるものとして便益を計上してよいか疑問に思う。

【河川課】

・本事業では、治水安全度 1/50 河道整備を実施することとしており、計画雨量は昭和 51 年災害と同規模程度である約 380㎜/日としている。

・計画規模を超える雨量があった場合には被害が生じるが、計画規模として想定した雨量に対しては被害が軽減されることから、その効果を便益として計上している。

【小林委員】

・河川整備を行うにあたり、これ以下の被害に抑えなければならないといった考え方はあるか。

【河川課】

・流域の人口や資産の状況等に応じて計画規模を設定するが、想定外の雨が降ることも考えられるため、計画を超える雨量に対しては、流域のあらゆる関係者が協働して治水対策に取組む流

域治水などソフト対策も含めた取組を推進している。

【郡司島委員】
・河川ごとで目標とする治水安全度が異なっているが、どのように使い分けているのか。

【河川課】
・過去の降雨、流域の状況等の条件を考慮して目標を決定している。

【郡司島委員】
・B/C が各事業で大きくばらつきがあるのはなぜか。

【河川課】
・河川ごとに浸水範囲・浸水深等の被害想定や流域内の資産状況が異なっていること、用地費や整備規模が異なることなどから、B/C は各事業でばらつきがある。

【森岡委員】
・スライド P15 の図の玉津付近で渦井川の河道が途切れているように見えるが、対策はいらないのか。

【河川課】
・スライド p15 の図は、渦井川の平常時の澪筋を示しているものであり、実際には川幅が確保された河道がある。当該区間は流下能力を満足しているので、対策区間には含めていない。

【森岡委員】
・平成 16 年の災害では界谷川のみで浸水被害を受けているようだが、下流に位置する渦井川や室川で浸水被害はなかったのか。

【河川課】
・界谷川では下流端に、室川の水位の影響を受けないための水門を設置しているが、平成 16 年は室川の水位上昇により水門を閉鎖したことで界谷川の洪水が流下せずに湛水したことから、浸水範囲は界谷川流域のみであったと推測される。

【倉内委員】
・事業の継続に異論はないが、事業完了が令和 28 年度と長期の計画となっているので、できるだけ早く事業を完了するよう努めてほしい。
・全国各地で観測史上最大の降雨が頻発しているので、従来の計画雨量を補正した浸水想定や内水氾濫も含めた浸水想定を作成して住民に公開するなどソフト事業にも取り組んでいただき、流域治水に繋げていただきたい。

【小林委員長】

・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『継続』ということでよろしいか。

＜異議なし＞

では、異議なしと認め、当委員会の意見として『継続』とする。

事業番号７：事業間連携河川事業（(一)肱川）

【郡司島委員】

・地域から高い評価を得ているとあるが、具体的に、誰からどのように評価されているのか。

【河川課】

・大洲市役所や地元自治会、近隣住民から、事業実施による洪水被害の軽減を期待されている。

【森委員】

・事業費が令和２年に事業着手した当時から３倍以上の増額となっている。地権者との交渉もあるだろうが、当初の計画が妥当だったのかという見方もある。事業費が増額となったことについてはどう考えているか。

【河川課】

・当初は概略の代表断面をもって事業費の算出をしていたが、詳細設計等を進める中で事業費に変更が生じた。

【森岡委員】

・工法を変更したことによるコストの説明はあったが、便益がどうなるのか、防災効果がどうなるのかといった説明もいただきたい。

【河川課】

・工法変更により保全対象が増加しているが、保全対象増加分の便益や防災効果は個々で算定しておらず、事業全体での算定としている。

【丹下委員】

・事業期間変更の理由として、大洲市から付替県道の二車線化の要望があったことがあげられているが、地元から要望があれば事業期間を延ばしたり、事業費を増やしたりするのか。当初から調整して計画しておくべきではないか。

【河川課】

・付替県道は現況復旧を予定していたが、大洲市から二車線化してほしいとの要望があり、本事業で一体的に整備をしたことから事業期間を延伸した。

【丹下委員】

・最初から計画していれば様々な問題が起きないのである程度予測して計画すべきでないか。

【河川課】

・これまで以上に関係機関に丁寧な説明を行うほか、コスト縮減にも努めながら事業を進めていきたい。

【倉内委員】

・他の委員から指摘があったとおり、事業費が 65 億円になっており、前回の事業評価時（事業費 50 億円）から 30%も増加しているので、今後、このような事業費の増額が生じないよう検討してほしい。
・本事業は、比較的短い工事区間を集合させた事業となっており、特定の工事区間において工法変更が生じると、その増額が事業費に大きく影響する場合がある。道路事業では、工事区間だけでなくインターチェンジやジャンクション間を一連の区間とした一体評価を行っているので、河川事業についても、評価の仕方について検討する必要があると感じた。
・本事業に対する意見ではないが、川の近くに小学校や老人ホームがあるとのことなので、将来的に移転を促進することも検討してほしい。要配慮者利用施設が災害リスクの高い土地に立地しないように誘導するような政策を進めていただきたい。

【小林委員長】

・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『継続』ということでよろしいか。
＜異議なし＞
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『継続』とする。

事業番号９：道路改築事業（(一)新居浜東港線）

【森岡委員】

・事業費増額の理由として、残土の搬出先変更をあげているが、当初計画時には、残土の土質調査を行ったうえで西条市の埋立地に運搬することとしていたのか。

【道路建設課】

・橋梁などの構造物については土質調査を行っているが、切土だけの場合は土質調査を行っていない。２年前であれば今回の残土のような土質であっても西条市の埋立地で受入してもらえたが、用地交渉に時間を要し、工事の時期がずれたことで、残土の受入条件を満たさなくなり、四国中央市の埋立地に搬出先を変更することとなった。

【森岡委員】

・残土搬出先変更を理由とした事業費の増額は、他の事業でもよく起こることなので、当初から、残土処理のための土質調査や残土処理の年次計画の作成などが必要と考える。

【倉内委員】

・３便益以外の事業の整備効果として、①物流の効率化、②大規模災害の備え、③自転車・歩行者や通行車両の安全確保、④スポーツ・観光施設等へのアクセス向上をあげているが、このうち、

① 物流の効率化に記載されているうちアクセスの向上は所要時間短縮便益

③ 自転車・歩行者や通行車両の安全確保は交通事故減少便益

④ スポーツ・観光施設等へのアクセス向上については所要時間短縮便益

となるため、３便益と重複していないか。

（３便益：走行時間短縮便益、走行経費減少便益、交通事故減少便益）

【道路建設課】

・効果を紹介するために整理したものとしており、便益を二重に計上しているものではない。

【森委員】

・２㎞程度のバイパスにも関わらず事業期間が長すぎるのでは。愛媛県の経済規模を考えると、県内の道路整備が遅れていると感じるので、早期に事業を進めてほしい。

【小林委員長】

・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『継続』ということでよろしいか。

＜異議なし＞

では、異議なしと認め、当委員会の意見として『継続』とする。

事業番号 11：まちづくり連携砂防等事業((砂)清水川上川)

【森委員】

・愛媛県内には、土砂災害警戒区域が約 16,000 箇所、土砂災害特別警戒区域が約 14,000 箇所、対策未実施箇所が約 11,600 箇所ある中、本事業箇所の危険性が大きいように思えないが、どのような優先順位で事業実施箇所を選定しているのか。

【砂防課】

・土砂災害特別警戒区域（レッド）が指定されている箇所や人家戸数が多い箇所、重要インフラが保全対象にある箇所など優先度の高い箇所を事前調査して、事業実施可能なところから対策を行っている。

【森委員】

・砂防施設を建設することで、土砂災害の被害がなくなるという便益を想定しているため、事業

完了後は土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域から解除すべきではないのか。

【砂防課】

・土砂災害特別警戒区域は砂防施設の整備等により解除される場合があるが、土砂災害警戒区域については砂防施設が整備されたとしても、土砂災害のおそれが完全に否定されないため解除されない。

【森委員】

・砂防施設が整備されることで、土砂災害警戒区域内の資産価値が向上するが、それに伴い土砂災害警戒区域内に新たな都市開発が促され、居住が誘導されることに疑問を覚えるため、何か制約を設けるべきではないかと思う。

【砂防課】

・土砂災害特別警戒区域では、安全性の高い建築物を建てる必要があるなど建築規制がかかることになる。

【森委員】

・土砂災害警戒区域を変更しないことと、市町が居住誘導地域に指定していることに矛盾を感じる。

【砂防課】

・今後、市町とも調整しながら事業に取り組んでいきたい。

【小林委員長】

・それでは、本事業について、県の対応方針のとおり『新規事業化』ということでよろしいか。
＜異議なし＞
では、異議なしと認め、当委員会の意見として『新規事業化』とする。

（３）一括審議

(再評価)

事業番号１：農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)(吾川地区)

事業番号３：まちづくり連携砂防等事業((砂)樋ノ口川)

事業番号４：まちづくり連携砂防等事業((砂)三十峯川)

事業番号５：まちづくり連携砂防等事業((急)的場橋地区)

事業番号６：農業集落基盤再編整備事業(中山間地域総合整備型)(鬼北・松野地区)

事業番号８：まちづくり連携砂防等事業((砂)松ノ木川)

事業番号１０：都市計画街路事業((都)余戸北吉田線)

（事後評価）

社会資本総合整備計画

計画番号１：県民の暮らしを支え、地域の活性化と交流連携を促進するみちづくり

計画番号２：快適性と利便性を備えた質の高い魅力ある愛媛の公園づくり（第Ⅱ期）

計画番号３：共に創る豊かなえひめの住まいづくりとまちづくり（第Ⅲ期）

計画番号４：災害につよい愛顔あふれる川づくり
～洪水・地震・津波による河川災害から命を守る～　（防災・安全））

計画番号５：津波や高潮につよい愛顔あふれる海岸づくり
～波の脅威から命をまもる～（防災・安全）

計画番号６：安心安全な愛媛の港づくり（防災・安全）

計画番号７：土砂災害につよい愛ある県土づくり
～急峻・脆弱な愛媛の地形地質から命をまもる～

計画番号８：土砂災害につよい愛ある県土づくり（重点）
～急峻・脆弱な愛媛の地形地質から命をまもる～

計画番号９：土砂災害から県民の命を守るソフト対策（基礎調査）の推進

計画番号１０：ひとにやさしく、みんなが安全に移動できるみちづくり（防災・安全）

計画番号１１：道路構造物の長寿命化等戦略的な維持管理の推進及び
南海トラフ地震に備えた防災対策等（防災・安全）

計画番号１２：安全で安心な魅力ある愛媛の公園づくり（第Ⅱ期）（防災・安全）

【小林委員長】

・それでは、残りの再評価７事業については『継続』、事後評価 12 計画については『評価内容が妥当』という判断でよろしいか。

＜異議なし＞

特に異議がないということで、当委員会の意見として再評価７事業は『継続』、事後評価 12 計画については『評価内容が妥当である』とする。

【小林委員長】

以上をもって、本日の審議をすべて終了する。